本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇〇号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第二二号）のうち、在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分は、平成二四年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第四〇一号）（外務省）

1　在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分を削ることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。

◇司法試験受験手数料令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（法務省）

1　司法試験及び司法試験予備試験の電子出願による受験手数料の規定を削除することとした。（第一条及び第二条関係）

2　旧司法試験の受験手数料に関する規定を削除することとした。（第三条関係）

3　この政令は、平成二四年二月一日から施行することとした。

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四〇三号）（法務省）

1　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証の申請手続及び認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法の変更の認証の申請手続について、電子申請による手数料の規定を削除することとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二四年一月七日から施行することとした。

◇民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四〇四号）（法務省）

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成二三年法律第三六号）の施行期日は、平成二四年四月一日とすることとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第四〇五号）（総務省）

1　消防法別表第一類の項の物品欄に掲げる物品として炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を追加することとした。（第一条関係）

2　浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を新たに設けることとした。（第一一条関係）

3　エタノール又はエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備等に係る技術上の基準の特例を、総務省令で定めることができるようにすることとした。（第一七条及び第二七条関係）

4　二酸化炭素消火設備を不活性ガス消火設備に改めることとした。（別表第五関係）

5　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。ただし、3については平成二四年一月一日から、4については平成二四年三月一日から、2、6の浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所に関する部分及び7については平成二四年四月一日から、それぞれ施行することとした。（附則第一条関係）

6　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第一二条関係）

7　地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行うこととした。（附則第一三条関係）

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四〇六号）（厚生労働省）

1　平成二四年度及び平成二五年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・五一とすることとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（政令第四〇七号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の厚生労働省関係政令等について所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条～第一二条関係）

㈠　児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）

㈡　医療法施行令（昭和二三年政令第二二六号）

㈢　身体障害者福祉法施行令（昭和二五年政令第七八号）

㈣　食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号）

㈤　理容師法施行令（昭和二八年政令第二三二号）

㈥　美容師法施行令（昭和三二年政令第二七七号）

㈦　旅館業法施行令（昭和三二年政令第一五二号）

㈧　知的障害者福祉法施行令（昭和三五年政令第一〇三号）

㈨　薬事法施行令（昭和三六年政令第一一号）

㈩　母子保健法施行令（昭和四〇年政令第三八五号）

(一)　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）

(二)　登録免許税法施行令（昭和四二年政令第一四六号）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇二千六年の国際熱帯木材協定（条約第一八号）（外務省）

この協定は、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営の促進を目的として、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組みについて定めるものである。この協定は、前文、本文四六箇条、末文及び二の付表から成る。その概要は、次のとおりである。

1　目的（第一章）

この協定は、次のこと等により、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進することを目的とする。（第一条関係）

㈠　加盟国の間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。

㈡　持続可能であるように経営されている供給源からの熱帯木材の輸出を達成するための加盟国の能力を高めること。

㈢　熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること。

2　国際熱帯木材機関（第三章から第六章まで）

㈠　この協定の運用のため、千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された機関は存続すること、本部は横浜に置くこと、機関の加盟国は加盟生産国及び加盟消費国に区分されること等について規定している。（第三条及び第四条関係）

㈡　機関の最高機関である理事会は全ての加盟国で構成されること、及び理事会に関し、その権限、任務、会合、票の配分、投票手続、定足数等について規定している。（第六条から第一三条関係）

㈢　機関は法人格を有すること、機関並びに機関の事務局長及び職員等の地位、特権及び免除については、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が引き続き適用されること等について規定している。（第一七条関係）

㈣　機関の運営及び活動のため、運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金並びに理事会が必要と認める他の勘定を置くこと、並びにこれらの勘定についてその構成、費用の負担方法、支払の形式及び会計検査等について規定している。（第一八条から第二三条関係）